



# 鳥取県公報

令和4年9月16日（金）  
第9432号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |  |
|--------|--|
| ◇ 告 示  | 物品売払代金の徴収事務の委託（473）（文化政策課）・・・・・・・・・・ 2                   |
|        | 知事指定薬物の指定の失効（474）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 2                    |
|        | 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金（475）（子育て王国課）・・・・・・・・ 2                |
|        | 大規模小売店舗の新設の届出（476）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 3                    |
|        | 家畜伝染病の発生（477）（畜産課）・・・・・・・・・・ 4                           |
|        | 保安林の指定施業要件の変更予定（478）（東部農林事務所）・・・・・・・・ 4                  |
| ◇ 公 告  | 保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知<br>（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 5 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施（物品契約課）・・・・・・・・・・ 5                             |
|        | 一般競争入札の実施（鳥取県立厚生病院）・・・・・・・・・・ 8                          |

# 告 示

## 鳥取県告示第473号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第66回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 委託の相手         | 委託期間                |
|---------------|---------------------|
| 一般財団法人米子市文化財団 | 令和4年10月8日から同月17日まで  |
| 日南町           | 令和4年10月21日から同月30日まで |

## 鳥取県告示第474号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 指定番号     | 通称名                                    | 指定年月日    | 失効年月日    |
|----------|--|----------|----------|
| 4-知(1)-4 | CUMYL-CBMINACA                         | 令和4年9月2日 | 令和4年9月9日 |
| 4-知(1)-5 | LSZ、LA-SS-Az                           | 〃        | 〃        |
| 4-知(1)-6 | 4-fluoro-3-methyl- $\alpha$ -PVP、MFPVP | 〃        | 〃        |

## 鳥取県告示第475号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第19号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 利用料金

#### (1) 入園料

| 区 分                                  |                 | 金 額                     |
|--------------------------------------|-----------------|-------------------------|
| 個人                                   | 中学校の生徒          | 1人1回につき 200円            |
|                                      | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 500円            |
| 団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。） | 中学校の生徒          | 1人1回につき 180円            |
|                                      | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 450円            |
| 団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）      | 中学校の生徒          | 1人1回につき 160円            |
|                                      | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 400円            |
| 学校行事                                 | 中学校の生徒          | 1人1回につき 100円            |
|                                      | 高等学校の生徒         | 1人1回につき 250円            |
|                                      | 学生又は一般人         | 1人1回につき<br>上記個人料金又は団体料金 |

#### (2) 工房利用料

| 区 分 | 金 額 |
|-----|-----|
|-----|-----|

|                 |       |                 |         |      |
|-----------------|-------|-----------------|---------|------|
| 砂の工房            | 本焼き   | 幼児、児童又は中学校の生徒   | 1人1回につき | 300円 |
|                 |       | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき | 400円 |
| 木工工房(工具を利用する場合) | 木工    | 幼児、児童又は中学校の生徒   | 1人1回につき | 100円 |
|                 |       | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき | 150円 |
|                 | ガラス細工 | 幼児、児童又は中学校の生徒   | 1人1回につき | 50円  |
|                 |       | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき | 100円 |

## (3) 乗物利用料

| 区 分          |                        | 金 額     |      |
|--------------|------------------------|---------|------|
| 変形自転車        |                        | 1人1回につき | 100円 |
| バッテリーカー      |                        | 1人1回につき | 100円 |
| 周回コースバッテリーカー |                        | 1人1回につき | 200円 |
| サイクルモノレール    |                        | 1人1回につき | 100円 |
| レールトレイン      | 満3歳から中学校に入学するまでの者      | 1人1回につき | 100円 |
|              | 中学校若しくは高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき | 200円 |

## 2 承認年月日等

(1) 承認年月日 令和4年8月31日

(2) 適用開始年月日 令和4年9月1日

## 鳥取県告示第476号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
岡田商店境港本店 境港市新屋町3533
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
有限会社岡田商店 代表取締役 岡田 信行 境港市幸神町353
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
有限会社岡田商店 代表取締役 岡田 信行 境港市幸神町353  
有限会社木村鮮魚店 代表取締役 木村 努 米子市大篠津町483-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年5月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,297平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ア 位置 9の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 85台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ア 位置 9の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 20台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ア 位置 9の書類に記載のとおり
    - イ 面積 20平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ア 位置 9の書類に記載のとおり
- イ 容量 7.2立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後7時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時30分から午後7時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ア 出入口の数 4か所
    - イ 位置 9の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前5時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
令和4年9月5日
- 9 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間  
令和4年9月16日から4月間
- 11 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び境港市産業部水産商工課
- 12 意見書の提出  
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第477号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 区分 | 頭数 | 発生場所   | 発生年月日    |
|----------|-------|----|----|--------|----------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患畜 | 1  | 東伯郡北栄町 | 令和4年9月5日 |

**鳥取県告示第478号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年9月16日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市鹿野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

## 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月16日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所  
八頭郡八頭町西谷字奥目谷847の1、847の36、847の37、847の38
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨  
1に掲げる土地について、令和4年8月30日付鳥取県告示第451号(保安林の指定施業要件の変更について)のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。
- 4 通知の掲示場所 八頭町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

---

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品の名称及び数量  
共焦点顕微鏡 一式
  - (2) 調達物品の仕様  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
令和5年3月24日(金)
  - (4) 納入場所  
米子市西町86 とっとりバイオフロンティア
  - (5) 入札方法  
本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙入札により行うものであること。  
入札金額は、入札説明書に示す方法に従い物品の調達に要する費用の合計金額を電子調達システムに入力し、又は入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格  
本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 図書・教材類の教材用具

イ 医療・理化学機器類の理化学機器

ウ 医療・理化学機器類の光学機器

エ 機械器具類の諸機器

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和4年9月26日(月)正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付発出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (5) 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に示される耐用年数の期間において、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

- (2) 仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部産業未来創造課

電話 0857-26-7690

- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

- (4) 入札説明書等の交付方法

令和4年9月16日(金)から同年10月11日(火)までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和4年9月16日(金)から同年10月11日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法

律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年10月20日（木）から同月31日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月28日（金）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和4年10月31日（月）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和4年10月11日（火）午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入

札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Confocal Microscope 1 Set

(2) October 11, 2022 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) October 31, 2022 noon : Time-limit for submission of tenders

(October 28, 2022 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan TEL : 0857-26-7432

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年9月16日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

医療機器 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(4) 納入期限

令和5年3月31日（金）

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれ

の日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。
- なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和4年9月27日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局経営課

電話 0858-22-8181

電子メール kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書等の交付方法

令和4年9月16日（金）から同年10月11日（火）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

#### ア 交付期間及び交付時間

令和4年9月16日（金）から同年10月11日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

#### イ 交付場所

(1)に同じ

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

令和4年10月28日（金）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前11時までとする。

## イ 場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院第3会議室（外来・中央診療棟5階）

## 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和4年10月11日（火）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として契約申込金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 入札の参加に係る一切の費用は、入札参加者の負担とする。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を確実に納入できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする場合がある。

## (6) 手続における交渉の有無

無

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : medical equipments, 1 Set
- (2) October 11, 2022 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) October 28, 2022 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders  
October 28, 2022 11:00 AM : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural KouseiHospital, 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan  
TEL 0858-22-8181